

「豊浦町の魅力を伝えるデザイン」募集要項

1 目的

下関市豊浦町（以下「豊浦町」という。）の魅力を伝えるデザインを作成し、広報ツールとして活用することにより、豊浦町への関心や認知度の向上に寄与することを目的とします。

最優秀作品は、豊浦町を象徴するデザインとして、イベント時に着用するハッピーやノベルティグッズ、SNS等で使用するなど、PR活動の顔として広く活用します。

2 募集内容

- (1)デザイン画
- (2)デザイン画の説明

3 求めるデザイン像

- (1)豊浦町を連想させるデザイン
- (2)豊浦町を知りたい、行ってみたいと思えるデザイン

4 応募条件

(1)デザイン画の条件

- ア 上記3「求めるデザイン像」に沿ったデザインとしてください。
- イ 縦15 cm×横15 cm以内の大きさで作成してください。
※実際に使用する際は、印刷する台紙等に応じて拡大又は縮小して使用します。縮小しても分かりやすいデザインにしてください。
- ウ 「豊浦」の文字を入れてデザインしてください。表記は、漢字、ひらがな又はアルファベット（大文字・小文字は問いません）のいずれでも可とします。その他のPR文を入れることは自由とします。
- エ 画材、色、技法、写真使用、イラスト等デザインの内容は自由とします。
- オ 応募されたデザインは、変更等の修正を依頼する場合があります。
- カ 応募期間終了後から結果発表までの期間は、必ず元データを保管してください。
- キ 手書き又はデジタルデータのいずれによる作成も可とします。

(2)その他条件

- ア 応募者の居住地、プロ・アマチュアは問いません。ただし、応募は個人に限ります。
- イ 応募作品は、お一人様何点でも構いませんが、応募用紙1枚につき、1作品とします。多数の応募をお待ちしています。
- ウ 応募作品は、自作で未発表のものに限り、他の商標等と類似していないものとします。また、著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合のほか、これらの条件に違反していたことが判明した場合は、採用を無効にいた

します。

エ 生成的人工知能(生成A I)を使用して作成したものをそのまま利用することは禁止します。ただし、生成A I を参考として使用する場合は、応募者自身の独創性を加えた創作であることを条件とします。

オ 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、下関市は一切の責任を負いません。なお、下関市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

カ 採用したデザインの応募者は、応募作品に類似する自己の著作物について、自ら制作、使用、又は第三者に制作若しくは使用の許諾をしないものとします。

キ 他のコンテストへの二重(重複)投稿はお断りします。

5 募集期間

令和8年10月19日(月)から12月18日(金)まで(必着)

6 応募様式

「豊浦町の魅力を伝えるデザイン」応募用紙

7 提出方法

電子メール、持参又は郵送により提出してください。

なお、作品の提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

また、提出された作品は、採用・不採用に関わらず返却しません。

(1) 電子メールの場合

応募用紙をPDFデータにしてご提出ください。

※ファイル名は「提出日 応募者氏名(例：0830 豊浦好子)」とすること。

※解像度は350dpi以上とすること。

(2) 持参又は郵送の場合

応募用紙を印刷の上、ご提出ください。その際、デザイン部分を折らないように注意してください。

8 選考方法

下関市役所豊浦総合支所職員で構成する選定委員会で、応募作品の中から最優秀賞(1点)を決定します。

9 賞の内容

(1) 最優秀賞 1点

賞状

10 結果発表

令和8年12月(予定)に最優秀賞受賞者へ通知するとともに、とようらナビ、下関市ホームページ、下関市公式LINE・フェイスブック等で発表します。

1 1 入賞作品の取扱いについて

- (1)最優秀作品は、下関市（豊浦町）をPRする事業やイベント等で使用する予定です。
- (2)最優秀作品の使用にあたっては、オリジナルデザインや色彩等を補正、修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 最優秀作品の法的取扱いについて

- (1)最優秀賞の受賞者は、作品の受賞と同時に、下関市に対して当該作品(デザイン画、説明資料、その他付属資料の一切を含む。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条、28条を含む一切の権利)、二次使用权、商品化権、放送権その他一切の権利を下関市に帰属するものとします。
- (2)最優秀賞の受賞者は、下関市が当該作品を使用するにあたって、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとします。
- (3)最優秀賞の受賞者と下関市とは、速やかに著作権譲渡に関する契約を締結するものとします。

1 3 個人情報の取扱い

- (1)応募作品に係る個人情報については、作品の審査、発表及び表彰など、デザインの選定に関する目的以外には使用しません。
- (2)受賞者の発表に際しては、入賞者の住所(都道府県名・市町村名)、氏名、年齢(小・中学生・高校生の場合は学校名)を公表します。

1 4 提出・問い合わせ先

豊浦総合支所 地域政策課 地域振興係(担当：増野)

〒759-6301 山口県下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1

電話：083-772-4001

電子メール：tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※窓口受付時間は土日祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで

※電話受付時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで